

# — 牧島大臣記者会見要旨（令和4年1月11日）

今日は金曜日にお話をした教育データ利活用ロードマップについて、再度御紹介、御説明をさせていただきたいと思います。一部報道等を拝見させていただいているのですが、私がここで改めて強調したいのは、教育データを一元管理するということは申し上げてはおりませんで、しっかりと分散管理を基本とするということを、資料をお送りさせていただいていると思うのですが、御確認頂きたいということを冒頭お話し申し上げます。

政府が学習履歴を含めた個人教育データを一元管理するのではなくて、このことは全く考えておりませんで、データの管理はロードマップの11ページ、配付資料の1ページ目のところにありますが、分散管理を基本とするということは既に明記をさせていただいているものであります。ここを強調させてください。

そして、このページの中に利活用の関係者に国が列記をされていないということも改めてお伝えをしておきます。教育を含めたこどもデータ連携の話のときにもこれは申し上げましたけれども、ロードマップの42ページ及び43ページにも、国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない旨、明記をしております。なので、本ロードマップを改めて、ちょっとボリュームのあるものではありますけれども、お目通し頂きたいということをお願い申し上げます。

本ロードマップが目指しているのは、学校や自治体間でばらばらの記載方式になっているデータを標準化することで、関係機関間での相互運用性を確保し、利活用を容易にするということであり、そうした利活用は、個人情報保護のルールにのっとって行われるということは言うまでもありません。この点、まず全体のアーキテクチャに基づいて、ロードマップの18ページ、配付資料の2ページ目に当たります。ここに教育データの全体像として、児童生徒や学校の主体情報、学習内容等の内容情報、何を行ったかの活動情報のデータを標準化していく 것입니다。

そして、具体的なデータ活用のユースケースとしては、ロードマップの12ページ、配付資料の3ページ以降に「例え」ということで幾つか付けさせていただいている。学習者にとって自分らしい学び方を選べるということ、個別最適化の学びとか、生徒さん、児童の一人一人の個性をしっかりと見ていくことができるよう<sup>に</sup>ということは金曜日もお話し申し上げましたが、こうした自分らしい学び方を選ぶというのも一つであろうかと思います。

それから、教員にとっては、いわゆるノーマークの児童生徒、何らかの保護を必要としている、または支援を必要としているといったような児童生徒を早期発見したり、受け持つ生徒に適した教材が見つかる。これは学びの進捗、学習の進度というのもお子さんそれぞれであることにも関連してまいりますが、こうしたことも含めて、児童生徒をきめ細やかにサポートできる教育ができる体制を整えるということなどを記載しておりますとともに、具体的な事例としては、配付資料の9ページ以降にありますが、大阪市の児童生徒ボードや埼玉県の個別アドバイスシートの取り組みなどが挙げられるところでございます。

是非、原典であります、すなわちデジタル庁Webサイトに公開されている本ロードマップをお読み頂いて、誤解のないよう、建設的な議論がなされることが私たちにとって今大事なことだと思いますので、期待申し上げたいと思います。

また、デジタル庁としても関係省庁としても、国が個人の教育データを一元化するのではなくて、個人情報保護に配慮した上でのデータ流通によって、学習者が最適な教育を受けることができる環境整備を行っていくということを、様々な場を捉えながら丁寧にご説明を申し上げてまいりたいと思っております。